

申16号

「勤務認証の変更」に関する申し入れ

《勤務認証を変更する目的と取り扱いについて》

組合 勤務認証を統一する目的は何か。事象に対する判断はすべて支社で行うことになるのか？

会社 労働時間の一部を欠勤した場合の勤務認証を区別する必要性がないことから、「否認」と「欠務」を統一することとした。あくまでも勤務認証の統一であり、管理者が行ってきた事象の把握は引き続き行なう。

現場管理者の取扱いに変更はないことを確認!!

《本人への通知と支社への報告について》

組合 従来は勤務認証で処分の対象になるか一定の判断ができたが、今後は会社承認の有無を本人に対してどのように知らせるのか？

会社 勤務上の取り扱いに関する結論と処分は別の問題。処分は、把握した事実に基づき賞罰審査委員会で判断し、後日知らせることになる。また、欠勤した分の賃金控除については、事務処理後に本人に伝える。

＜支社への報告の流れ＞

「欠勤」の通告を本人に行う

現場管理者が事象を把握し支社へ報告

必要に応じて、支社から現場への問い合わせを行ない、認識の一致をはかる

支社として発生事象を基に個別に判断し、その後の取扱いを決定する

《生理現象に対する取り扱いについて》

組合 乗務員が生理現象により勤務の一部を欠いた場合の対応は変わるのか？

会社 あくまでも勤務認証が変わっただけであり、これまで労使で議論してきた考え方は変わらない